

議 会 全 員 協 議 会 会 議 次 第

平成 28 年 3 月 3 日 午前 9 時 30 分～
松 川 町 役 場 協 議 会 室
全員協議会に関する規定、当会議の公開 有無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 税条例の一部改正について

議案書
[住民税務課] 資料No.1

(2) 特別職等の給与等の条例改正について

① 特別職

議案書
[総務課] 資料No.2

② 旧教育委員会教育長

③ 議会の議員

4. 報告事項

(1) 太陽光発電事業名子中央保育園設備の会計間所管替えについて

[環境水道課] 資料No.3

(2) 平成 26 年度町道大草線橋梁整備工事変更請負の締結について

[建設課] 資料No.4

(3) 工事の入札結果について

[建設課] 資料No.5

・平成 27 年度町道神護原線(名子 7 工区)道路改良工事

5. その他

・
・

6. 閉 会

地方税における猶予制度の見直し

○ 地方税法の改正により地方税の猶予制度が、平成26年度の国税における改正を踏まえ見直され、猶予に係る一定の事項について条例で定めることとなった

区 分	要 件	そ の 他		
		【現行】地方税法に基づく	【改正後】一部条例で定める	
徴収の猶予 [納税者の申告]	① 災害や盗難にあったとき ② 本人や家族が病気にかかったり、 負傷したりしたとき ③ 事業の休廃止又は著しい損害を 受けたとき	・猶予期間は、1年以内 （延長可。最大2年以内） ・新たな督促、滞納処分の禁止 ・原則担保が必要 ※50万円以下の場合等は不要	・同 左 ・同 左 ・担保を徴する必要がある場合（国・県に準拠） 金額100万円以下または猶予期間3ヶ月以内と する ・分割納付の規定整備 ・申請手続き等の整備（提出困難な場合を除く） 申請書への記載する事項、添付書類など ・取消事由の整備 国の基準を条例に追加	（条例） 第13条 第8条 第9条 第10条
換価の猶予 [地方団体の長の 職権] 【新設】 [納税者の申告]	次の事実該当し、納税について 誠実な意思を有するとき ① 事業継続・生活維持困難 ② 猶予することが徴収上有利 一時に納付することにより事業継続・ 生活維持困難となるおそれがあり、納 税について誠実な意思を有するとき （他に地方税の滞納がある場合、その他 条例で定める場合を除く。）	・猶予期間は、1年以内 （延長可。最大2年以内） ・原則担保が必要 ※50万円以下の場合等は不要	・同 左 ・担保を徴する必要がある場合（国・県に準拠） 金額100万円以下または猶予期間3ヶ月以内と する ・職権による場合の手続等の整備 ・申請による場合の手続等の整備	（条例） 第13条 第11条 第12条

松川町税条例(昭和32年松川町条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
○松川町税条例 昭和32年4月1日 条例第5号 第8条から第17条まで削除	○松川町税条例 昭和32年4月1日 条例第5号 (徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付又は分割納入の方法) 第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、分割して納付し、又は納入させることとする。 2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。 3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2)納付し、又は納入すべき町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3)前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4)当該猶予を受けようとする期間

(5)分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか

(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、その方法)

っては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6)猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

(7)その他町長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める事項

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2)財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3)猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4)猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

(5) その他町長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める事項

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2)第1項第2号から第6号までに掲げる事項

(3) その他町長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) その他町長が当該徴収の猶予の申請手続に関し必要と認める事項

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)猶予期間の延長を受けようとする町の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2)猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3)猶予期間の延長を受けようとする期間

(4)第1項第5号及び第6号に掲げる事項

(5)その他町長が当該徴収の猶予期間の延長申請手続に関し必要と認める事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)第2項第4号に掲げる書類

(2) その他町長が当該徴収の猶予及び徴収の猶予期間の延長をする場

合において、特に提出を要すると認める事項

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

8 法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)法第15条の2第9項第1号から第3号までに類する場合

(2)その他その申請が誠実にされたものではないと町長が認める場合

(徴収猶予の取消し)

第10条 法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1)当該徴収の猶予の申請に係る徴収金以外の徴収金

(2)地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第1号に規定する債権のうち、町長が特に必要と認める債権

2 法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)法第15条の3第1項第1号から第6号までに掲げるものに類するもののうち、町長が特に必要と認める場合

(2)その他町長が必要と認める場合

(職権による換価の猶予の手続等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、毎月の分割納付又は分割納

入させることとする。ただし、町長が当該方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合は、随時の納付又は納入とすることができる。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2)分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(3)その他町長が職権による換価の猶予に関し必要と認める書類

4 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1)当該職権による換価の猶予の申請に係る徴収金以外の徴収金

(2)地方自治法第240条第1項に規定する債権で、町長が特に必要と認める債権

5 法第15条の5の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)法第15条の3第1項第1号から第6号までに掲げる事由に類する場合

(2)職権による換価の猶予を取消すことが必要と町長が認める場合

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第12条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1)当該申請による換価の猶予に係る徴収金以外の徴収金

(2)地方自治法第240条第1項に規定する債権で、町長が特に必要と認める債権

3 法第15条の6第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)町長が、納付又は納入について誠実な意思を有しないと認めた場合又は徴収上有利でないと認めた場合

(2)その他町長が申請による換価の猶予をすることが適当でないと認めた場合

4 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、毎月の分割納付又は分割納入させることとする。ただし、毎月の分割納付又は分割納入させることができないやむを得ない事情があると町長が認める場合は、随時の納付又は納入とすることができる。

5 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

6 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2)第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる書類

(3)分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納付金額

(4)その他町長が申請による換価の猶予に関し必要と認める事項

7 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) その他町長が申請による換価の猶予に関し必要と認める事項

8 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)第9条第1項第6号に掲げる事項

(2)第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3)第6項第3号に掲げる事項

(4)その他町長が申請による換価の猶予期間の延長に関し必要と認める事項

9 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

10 法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する法第15条の2第9項第4号に規定する場合は、次に掲げる場合とする。

(1)法第15条の2第9項第1号から第3号までに掲げるものに類する場合

(2)その他町長が申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を認める必要がない場合

11 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権は、次に掲げる債権とする。

(1)当該申請による換価の猶予に係る徴収金以外の徴収金

(2)地方自治法第240条第1項に規定する債権で、町長が特に必要と認める債権

12 法第15条の6の3第2項の規定において読み替えて準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)法第15条の3第1項第1号から第6号までに掲げるものに類する場合

(2)その他町長が特に必要と認める場合

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで削除

(町民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所又は事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)又は法人番号

(2) (略)

(3) (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同

(町民税の減免)

第51条 (略)

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事務所の所在地及び法人番号)

(2) (略)

(3) (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあっては、住所及び

じ。) (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

氏名又は名称)

(2)・(3) (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松川町税条例（以下「新条例」という。）

第8条から第10条まで及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律

（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6

号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下

この条において「28新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定に

よる徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行の日以後に申請さ

れる28新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適

用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規

定による改正前の地方税法（以下この条において「28旧法」という。）

第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前

の例による。

2 新条例第11条及び第13条（28新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行の日以後にされる同項の規

定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

平成28年2月8日松川町報酬審議会答申内容

1、審議の内容

本審議会は、平成28年2月8日、町長より特別職全般の給料及び報酬額について諮問を受けたことに基づいて審議した。

会議においては、諮問の内容を十分に認識したうえで、町民感情に配慮しつつ、国の法律改正、近隣及び類似団体の状況について、積極的な意見交換を行い、適正、かつ客観的な立場に留意しつつ慎重に審議をおこなった。

2、町長、副町長、教育長の給料について

(1) 給与月額等

町長、副町長及び教育長の給料の額は、現行のとおりとし、改正しないことが適当である。

	答 申 額
町 長	684,000 円
副町長	577,000 円
教育長	508,000 円

議会の議員報酬の額についても、現行のとおりとし、改正しないことが適当である。

	答 申 額
議 長	269,800 円
副議長	209,000 円
常任委員長	195,700 円
議 員	190,000 円

(2) 期末手当

特別職の職員の給与に関する法律を準用し、0.05月の引上げが適当である。

改正後 平成27年 6月期末 100分の147.5 12月期末 100分の167.5
 平成28年以降 6月期末 100分の150 12月期末 100分の165

3、審議経過及び内容

町内の経済状況は依然として厳しい状況ですが、一部民間企業では何十年ぶりにベースアップが行われるなど、2年前に比べ上向いてきている状況が伺えます。東北震災以来、

給与や報酬の抑制が行われてきましたが、平成 26 年、平成 27 年の 2 年にわたり、公務員の一般職の給与の改定が行われております。いずれも若年層に重点を置いた改定であり、高齢層については、据え置きとなっています。

しかし、松川町では、農業は毎年のように自然災害に見舞われ、大きな所得向上の傾向はありません。また、町内中小企業、商業における景気の回復の兆しは大手企業ほどの実感はない状況にあります。

以上の状況をかんがみると、特別職の給与・報酬については据え置き、期末手当については国の法律に準じて 0.05 月の増額とすることがよろしいとの結論を得ました。

4、政務活動費の導入について

意見を求められた「松川町議会が政務活動費を導入することについて」は以下の意見が出されました。導入にあたっての参考としてください。

- ・ 研修等に使用し、町のために活動してもらいたい。
- ・ 報酬を引上げる方法も考えられる中、あえて、政務活動費を導入し、議員自らが洗礼を受ける方法を選んでいることと理解した。町のためにぜひ取り入れていただきたい。
- ・ 町民へアピールをして、スムーズな導入をお願いする。
- ・ リニアの問題があり、今後は先進地視察など活動する機会が増えてくることになると思う。政務活動費の導入によって、松川町に還元できる活動にしてもらえるのなら、よいことだ。

特別職報酬審議会委員

会 長	鈴木 弘
職務代理	中村 和子
委 員	寺沢 秀文
同	知久 治
同	中田 博万

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第8号)新旧対照表 (平成27年12月1日適用)

現行	改正後 (案)
第3条 2 常勤の職員の期末手当の支給額は松川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第6号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例により算出された額とする。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	第3条 2 常勤の職員の期末手当の支給額は松川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第6号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例により算出された額とする。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第8号)新旧対照表 (平成28年4月1日適用)

現行	改正後（案）
第3条 2 常勤の職員の期末手当の支給額は松川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第6号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例により算出された額とする。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	第3条 2 常勤の職員の期末手当の支給額は松川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第6号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例により算出された額とする。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

特別職の職員等の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第8号)新旧対照表 (平成28年4月1日適用)

現行	改正後 (案)
第3条 2 常勤の職員の期末手当の支給額は松川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第6号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例により算出された額とする。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	第3条 2 常勤の職員の期末手当の支給額は松川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年松川町条例第6号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例により算出された額とする。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。この場合において、期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年松川町条例第30号)新旧対照表 (平成27年4月1日適用)

現行	改正後(案)
第3条 給料の支給については、一般職の職員の例による。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の142.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。給料のほか通勤手当及び期末手当を支給する。期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	第3条 給料の支給については、一般職の職員の例による。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」とする。給料のほか通勤手当及び期末手当を支給する。期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

旧教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和31年松川町条例第30号)新旧対照表 (平成28年4月1日適用)

現行	改正後（案）
第3条 給料の支給については、一般職の職員の例による。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の147.5</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。給料のほか通勤手当及び期末手当を支給する。期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	第3条 給料の支給については、一般職の職員の例による。ただし、松川町一般職の職員の給与に関する条例第27条第1項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の150</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。給料のほか通勤手当及び期末手当を支給する。期末手当については、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年松川町条例第10号)新旧対照表 (平成27年12月1日適用)

現行	改正後 (案)
(期末手当) 第5条 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月30日に支給する場合においては100分の147.5、12月10日に支給する場合においては<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職日数の割合を乗じて得た額とし、円未満は切り捨てる。	(期末手当) 第5条 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月30日に支給する場合においては100分の147.5、12月10日に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職日数の割合を乗じて得た額とし、円未満は切り捨てる。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年松川町条例第10号)新旧対照表 (平成28年4月1日適用)

現行	改正後 (案)
(期末手当) 第5条 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月30日に支給する場合においては<u>100分の147.5</u>、12月10日に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職日数の割合を乗じて得た額とし、円未満は切り捨てる。	(期末手当) 第5条 2 前項の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月30日に支給する場合においては<u>100分の150</u>、12月10日に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職日数の割合を乗じて得た額とし、円未満は切り捨てる。

太陽光発電事業「名子中央保育園設備」の所管替えについて

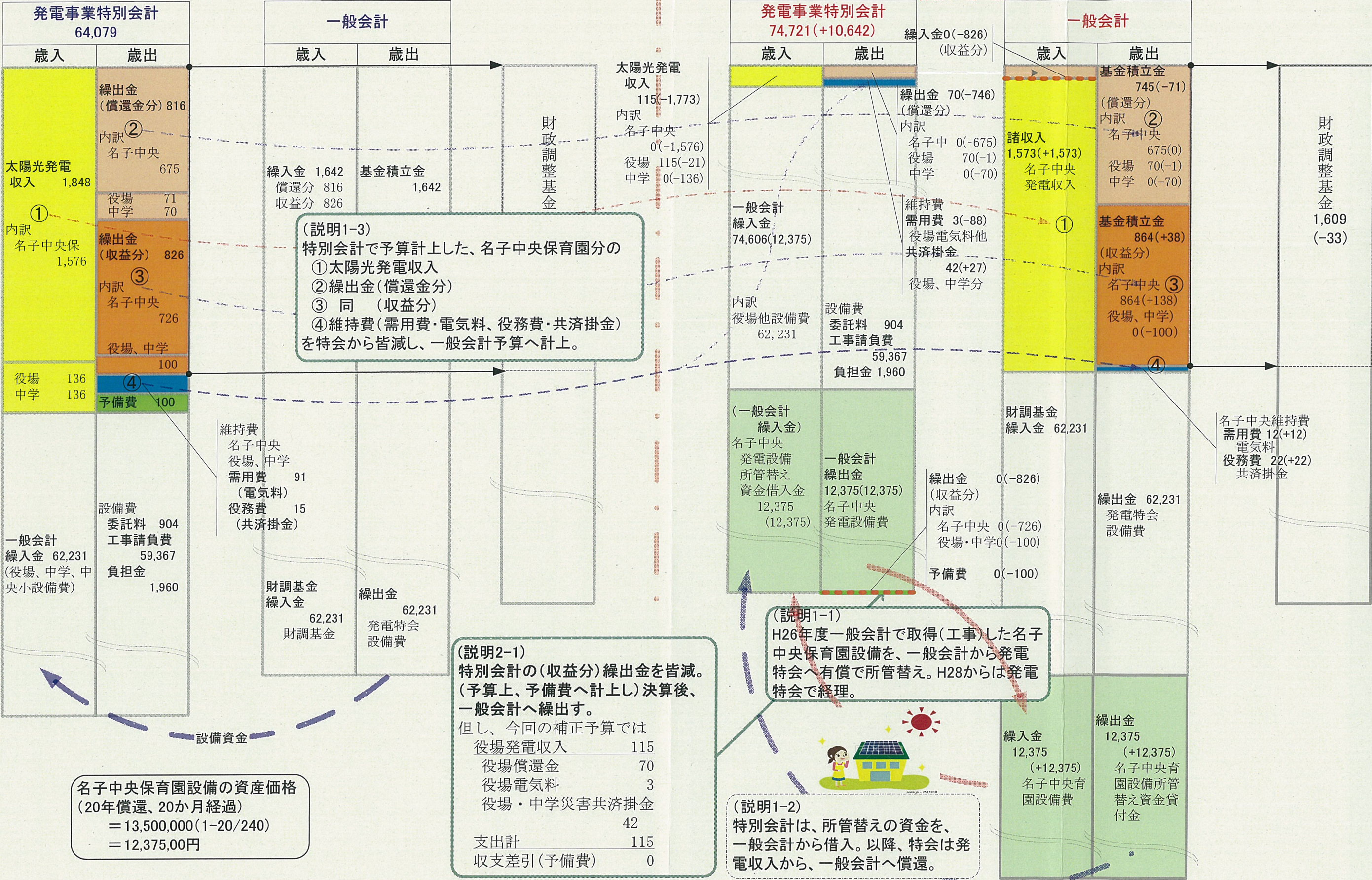
資料No.3

1. 一般会計の財産を特別会計の財産へ所管替えの必要（地方財政法第6条関係）
○名子中央保育園設備の有償による所管替えと、同設備に関わる収入、支出を一般会計に戻すため、
予算の補正を行います。予算補正後、所管替え手続きを行います。
2. 収益の処分（一般会計繰入れ）は、決算認定を経る必要（地方公営企業法第32条関係）
○特別会計で計上する役場等設備の(収益分)繰出金を皆減し、決算の後、余剰金を一般会計へ繰出します。

H27年6月「発電事業特別会計」の創設以来、一般会計資産である名子中央保育園設備の収支を、特別会計で行っていました。

歳出予算に、発電収入から償還金、維持費を除いた「収益」を一般会計繰入金として予算措置を行っていました。

補正後の予算
予算額(±補正額)



平成26年度 社会資本整備総合交付金事業

町道大草線 橋梁整備工事変更請負の締結について

- 工事名 平成26年度 社会資本整備総合交付金事業
(道路局)
町道大草線 橋梁整備工事
- 工事場所 郷原4工区
- 当初契約額 39,960,000円
(契約日 平成27年6月1日)
- 変更契約額 38,836,800円
(契約日 平成28年2月19日)
【減額: 1,123,200円】
- 契約業者 有限会社 泉崎組
- 契約工期 平成27年 6月 2日 から
平成28年 2月29日 まで
- 変更理由 ・ 場所打杭工の工法変更により杭施工基面を1.8m
下げ、杭掘削長さを19.0mから17.2mに変更した
事による減額変更。

工事入札結果の報告について

- 工 事 名 平成27年度 社会資本整備総合交付金事業
(都市再生整備計画事業)
町道神護原線 道路改良工事
- 工事場所 名子7工区
- 契約方法 指名競争入札
- 契約金額 34,992,000 円
- 契約業者 シブキヤ建設株式会社
- 契約工期 平成28年 3月 3日 から
平成28年 3月 31日 まで